

議案第 75 号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の写し等に現在の氏と旧氏の併記が可能となることに伴い、印鑑登録証明書においても同様の取り扱いとするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加える。

第14条第1項中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合</u>にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（<u>氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。</u>）若しくは名</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したこ</p>

新	旧
<p>(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。以下同じ。)、その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、<u>住民票に記録がされている旧氏を含む。)</u>又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>と又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。以下同じ。)、その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の目的

社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるよう、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、申請した方に限り住民票や個人番号カード等に旧氏（過去に称していた氏であって、その方の戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの）を現在の氏と併記する取扱いが開始されます。

これに伴い、住民票や個人番号カード等のほかに印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏を併記する申請をした方の印鑑登録証明書にも旧氏を併記するため、本条例を改正します。

### 2 施行期日

令和元年11月5日から施行します。